

危 害 予 防 規 程

制定、変更 年月日	種別	届 出 (認可) 番 号	届出 (認可) 年月日	備考
昭和 53年5月10日	制 定	2 1 - 9 6 (認可)	昭和53年6月27日 (認可)	
平成 15年7月17日	変 更	7 8 - 1 2	平成15年7月17日	
平成 20年6月17日	変 更	6 - 8	平成20年6月17日	

大 阪 市 立 大 学

大 学 院 理 学 研 究 科 ・ 理 学 部

危害予防規程目次

	ページ
1 総 則	
1-1 目 的	1
1-2 用語の定義	1
1-2-1 規程類	1
1-2-2 作業者	1
1-2-3 協力会社	1
1-3 危害予防規程の位置付け	1
2 保安管理体制	
2-1 保安管理組織	1
2-1-1 保安統括者及び代理者	1
2-1-2 保安係員及び代理者	1
2-2 保安に関する協定	2
2-3 規程類の管理	2
2-4 保安管理の記録	2
2-5 保安査察	2
3 保安統括者及び保安係員の責任と権限ならびにその職務	
3-1 責任と権限	2
3-2 保安統括者及び代理者の職務	2
3-3 保安係員及び代理者の職務	2
3-3-1 製造施設及び製造の方法の管理	2
3-3-2 基準類の立案・作成及び整備	2
3-3-3 製造施設の維持及び管理	3
3-3-4 施設の検査	3
3-3-5 協力会社の保安管理	3
3-3-6 緊急事態に対する措置	3
3-3-7 保安教育の計画	3
4 運転及び操作に関する保安管理	
4-1 製造方法の技術上の基準	3
4-2 運転及びその管理を行う者	3
4-2-1 保安係員	3
4-2-2 作業者	3
4-3 運転及び操作に関する規程類	3
4-3-1 作成及び整備	3
4-3-2 内容	3
4-4 交替勤務の引継	4
4-5 運転及び操作の記録	4
5 施設に関する保安管理	
5-1 施設の技術上の基準	4
5-2 設備管理の規程類	4
5-2-1 作成及び整備	4
5-2-2 内容	4

5-3	設備管理の記録	4
5-4	施設の検査	4
5-5	工事を行うときの保安管理	5
5-6	施設を増設又は変更するときの保安管理	5
5-7	移動式製造設備に関する保安管理	5
6	異常状態に対する措置	
6-1	不調・故障に対する措置	5
6-2	緊急時に対する措置	5
6-3	事故・災害に関する記録	5
6-4	連絡・通報等	5
7	保安教育及び規程類の周知	
7-1	保安教育計画及び実施	5
7-2	危害予防規程及び規程類の周知ならびに活用	5
7-3	事故災害対策訓練	6
7-4	危害予防規程に違反した者に対する措置	6
8	協力会社の保安管理	
8-1	指導及び監督	6
8-2	作業範囲と責任	6
9	危害予防規程の制定及び変更	
9-1	作成制定及び変更の方法	6
9-2	経過の記録	6
10	記録及び保存期間	6

危 害 予 防 規 程

1 総 則

1-1 目 的

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づき大阪市立大学大学院理学研究科・理学部（以下「本研究科」という。）の高圧ガス製造施設の保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

1-2 用語の定義

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次のように定める。

1-2-1 規 程 類

大学法人又は本研究科が制定した規程、基準及び規格等をいう。

1-2-2 作 業 者

高圧ガス製造設備の運転及び整備点検等の作業に従事する教職員をいうが、利用者（研究のために液化ガスを利用する教職員並びに学生）も含むものとする。

1-2-3 協力会社

保全、工事、検査等に関連する作業を行う外部業者及び液化ガスを供給する外部業者をいう。

1-3 危害予防規程の位置付け

危害予防規程は、法により制定することを義務づけられた特別規程であり、その制定、変更は研究科長自ら参画して行うものとする。又、別に定める保安教育計画と一体のものとする。

2 保安管理体制

2-1 保安管理組織

保安管理組織は、別紙組織図(附表1)のとおりとし、原則として次の様に定める。

2-1-1 保安統括者及び代理者

保安統括者は、理事長により研究科長又はこれに準ずる者のうちから選任され、本研究科全般の保安業務を統括管理する。保安統括者の代理者は、理事長により保安統括者を直接補佐する職務を行う者のうちから選任され、保安統括者がその職務を行うことができない場合その職務を代行する。

2-1-2 保安係員及び代理者

保安係員は、理学研究科長により甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから選任され、作業者を直接指揮監督する。保安係員の代理者は、保安係員の選任に定められたと同じ保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、理学研究科長により選任され、保安係員が不在のときはその職務を代行する。

2-2 保安に関する協定

理事長は、地方公共団体等と高圧ガスによる災害の防止に関する協定を、必要に応じて締結するものとする。

2-3 規程類の管理

危害予防規程の細部を明らかにするため、関連する規程類を充分整備する。関連する規程類は次のとおりとする。

- (1) ヘリウム液化施設保安基準
- (2) ヘリウム液化施設運転基準
- (3) ヘリウム液化施設定期自主検査基準

2-4 保安管理の記録

保安に関する各種の記録は、それぞれの担当者が記録し、整理及び検討して保安技術の向上に資する。必要な記録は関係する責任者の検印をうけるとともに期間を定め保存する。

2-5 保安査察

理事長は、年1回以上本研究科の保安状況を査察し、保安統括者等の意見を聞き保安の確保に関し指導する。

3 保安統括者及び保安係員の責任と権限並びにその職務

3-1 責任と権限

- (1) 保安統括者及び保安係員は、危害予防規程を作業者に確実に実施せしめる責任と権限を有する。
- (2) 本研究科においては何人も、保安統括者及び保安係員が、法並びに法に基づく命令及び危害予防規程の実施を確保するためにする指示に、従わなければならない。

3-2 保安統括者及び代理者の職務

本研究科全般の保安業務を統括管理し、保安教育を実施する。又理事長に対し、本研究科の保安に関する報告及び提案を行い、その指示をうける。代理者は、保安統括者を直接補佐する。

3-3 保安係員及び代理者の職務

保安係員は、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に関し、保安統括者を補佐して作業者を直接指揮監督する。又代理者は、保安係員不在のときその職務を代行する。保安係員及び代理者の所管の製造施設に関する具体的職務は次のように定める。

3-3-1 製造施設及び製造の方法の管理

製造施設の位置、構造及び製造の方法が規則等に定められた技術上の基準に適合するよう監督する。

3-3-2 基準類の立案・作成及び整備

製造施設の運転・点検等に関する各種基準類を作成及び整備し作業者に周知徹底をはかり、実施を監督し、もって設備の安全な運転、機能の維持につとめる。

- 3-3-3 製造施設の維持及び管理
製造のための設備等が「ヘリウム液化施設保安基準」に適合し、正常な機能を維持するよう管理する。工事及び修理に際しては同基準に従い保安を確認する。
- 3-3-4 施設の検査
定期自主検査の実施に際して必要な事項につき監督し、その結果に基づく必要な措置を行い、それらを記録し保存する。大阪府知事等が行う保安検査に立会い、その結果に関し必要な対策を行う。
- 3-3-5 協力会社の保安管理
所管の作業を行う協力会社に対し、その保安につき指導監督する。
- 3-3-6 緊急事態に対する措置
緊急事態に対する応急措置及び対策措置を実施する。又それにつき作業者を訓練し、かつ指揮する。
- 3-3-7 保安教育の計画
保安教育計画の立案に協力し、実施計画を立案作成する。所管の施設に関する保安教育訓練を関係者に実施する。

4 運転及び操作に関する保安管理

- 4-1 製造方法の技術上の基準
法第8条の第2号に定められた基準に関して、製造の方法が規則及び「ヘリウム液化施設運転基準」に適合するよう実施する。
- 4-2 運転及びその管理を行う者
 - 4-2-1 保安係員
保安係員は、所管の作業者の運転及び操作を常時監督する。作業者は、その担当する業務と職分に応じ、適材適所に就業させる。未経験者を就業させるときは、保安係員が直接指導する。又、作業者に欠員を生じた場合は施設の運転を停止する。
 - 4-2-2 作業員
作業員は、保安係員の指示に従い、各種規程、基準類を遵守し、運転及び操作を確実に行わなければならない。
- 4-3 運転及び操作に関する規程類
 - 4-3-1 作成及び整備
運転及び操作に関する各種規程類は、保安係員が協力会社等と協力して立案、作成し、保安統括者の承認を得て制定し、関係者に周知徹底させる。定められた規程類は、常に適正な規程として改定整備する。
 - 4-3-2 内 容
運転及び操作の規程として「ヘリウム液化施設運転基準」を定める。同基準に規定すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 施設の系統と機能
 - (2) 運転操作及び巡回点検
 - (3) 故障時の処置
 - (4) 緊急時の処置

4-4 交替勤務の引継

勤務員が交替を行うときは、勤務の引継に際し、関係者立会いのもとに交替の運転操作員が対面引継を実施する。又、必要な引継事項は記録する。

4-5 運転及び操作の記録

運転、充填その他、製造関係の保安上必要な事項を記録し、関係者に閲覧後、所定の期間保存する。

5 施設に関する保安管理

5-1 施設の技術上の基準

保安係員は、法第8条の第1号に定められた施設の技術上の基準に関して、所管の施設が規則及び「ヘリウム液化施設保安基準」に適合するよう監督する。

5-2 設備管理の規程類

5-2-1 作成及び設備

設備管理の規程類は、保安係員が協力会社と協力し標準化して立案作成し、保安統括者の承認を得て制定する。又、常に整備して関係者に周知徹底させる。

5-2-2 内 容

設備管理の規程類として「ヘリウム液化施設保安基準」並びに「ヘリウム液化施設自主検査基準」を定める。

同基準に規程すべき事項は次のとおりとする。

(1) ヘリウム液化施設保安基準

- (イ) 設備の位置
- (ロ) 設備の構造及び保安装置
- (ハ) 事業所の境界及び警戒標
- (ニ) 通報設備、非常照明等の付帯設備
- (ホ) 設備の保安管理
- (ヘ) 修理工事に関する管理

(2) ヘリウム液化施設定期自主検査基準

- (イ) 検査項目

a 外観検査	b 気密検査
c 保安装置及び計器検査	d 弁開閉検査
e 配管内流体標識検査	f 不同沈下測定
g 電気関係検査	h 断熱性能検査
i その他の検査	
- (ロ) 検査の方法、判定及び処置

5-3 設備管理の記録

保安上必要な設備管理事項を基準に従って記録し、関係する責任者の検印を受け保存する。

5-4 施設の検査

「ヘリウム液化施設定期自主検査基準」に従って検査を行い、必要な対策を実施し、その結果を記録する。又、大阪府知事等が行う保安検査に際しては、検

査方法等について事前に大阪府知事等の承認を受けるとともに、保安係員が立会いその指示に基づいて適切な対策を実施する。

5-5 工事を行うときの保安管理

施設の修理その他工事を行うときは、工事責任者を予め定め、計画を立てて関係者と協議し「ヘリウム液化施設保安基準」に従って作業を行う。

5-6 施設を増設又は変更するときの保安管理

施設を増設又は変更するときは、予め計画を立て、増設又は変更内容、工事の保安に関する事項等を関係者に周知徹底させる。

5-7 移動式製造設備に関する保安管理

移動式製造設備により液化窒素を超低温貯槽に受入れる場合は、「ヘリウム液化施設運転基準」を遵守し、保安上支障のない状態で行う。

6 異常状態に対する措置

6-1 不調・故障に対する措置

運転の不調及び設備の故障に対しては、「ヘリウム液化施設運転基準」に従って適切な処置ができるよう作業者を教育訓練しておく。又、異常の原因を調査し対策を検討する。

6-2 緊急時に対する措置

事故災害発生時又は近隣の火災により設備が危険になった時などに対しては、「ヘリウム液化施設運転基準」に従って適切な措置ができるよう関係者を教育訓練しておく。

6-3 事故・災害に関する記録

事故・災害の状況、原因、処置、対策等を記録し保存する。又、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。

6-4 連絡、通報等

事故、災害発生時における必要な連絡を見やすい所に掲示する。

7 保安教育及び規程類の周知

7-1 保安教育計画及び実施

別に制定した保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な規程類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等につき教育及び訓練を行う。実施した結果は記録し活用する。

7-2 危害予防規程及び規程類の周知並びに活用

危害予防規程は、関係する作業者に対し十分に教育及び訓練し、周知徹底させ、規程類は必要な事項を重点に教育訓練し活用する。

7-3 事故災害対策訓練

事故災害の発生に備え、事業所内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。

7-4 危害予防規程に違反した者に対する措置

危害予防規程に違反した者に対しては、その者を対象として特別に再教育等を実施する。

8 協力会社の保安管理

8-1 指導及び監督

協力会社の従業者に対し、それぞれ関係する規程類及び保安上必要な事項を周知徹底せしめ、作業の保安につき指導及び監督する。又、協力会社の作業基準の作成を指導する。

8-2 作業範囲と責任

協力会社の作業範囲と責任は、協力会社との契約書等に具体的に定め、その責任を明らかにする。

9 危害予防規程の制定及び変更

9-1 作成制定及び変更の方法

危害予防規程は、保安係員が立案し保安統括者の承認を得て作成し、理事長が制定する。又、変更するときも同様に行う。当規程の制定又は変更に際しては速やかに府知事に届け出なければならない。届出の日をもって施行日とする。

9-2 経過の記録

危害予防規程の制定、変更の経過を記録する。

(1) 制定及び変更年月日

(2) 認可番号及び認可年月日

10 記録及び保存期間

保安係員は保安に関する各種記録を作成する。その種類及び保存期間は次のとおりとする。

(1) ヘリウム液化装置運転記録表	1年
(2) ヘリウム液化施設自主検査記録表	3年
(3) ヘリウム液化施設設備台帳	設備存続期間
(4) ヘリウムガス精製運転記録表	1年
(5) 液化窒素受入れ充填及び巡回点検記録表	1年
(6) 事故・災害記録表	設備存続期間